

CONTENTS

- 1 はじめに/ Introduction
- 2 ハラル認証に関する規制
- 3 インドネシア語版契約書と言語法、判例および通達
- 4 2025 年 5 月、6 月に発出された主な法令情報（5 月 15 日～6 月 15 日） /
- 5 ご案内

Introduction

2025 年 6 月の食料品価格は昨年比、1.99%上昇しており、消費者の支出に影響を与えています。6 月 6 日に行われた犠牲祭に関しても、食品価格の高騰を受け、例年よりお祝いムードが控えめだったとする報道もありました。

食品と関連して、イスラム教徒が半数以上を占めるインドネシアでは、流通する食品等にハラル認証を取得するための規制が昨年に制定されています。本 Newsletter では、ハラル認証に関する法令の一部をご紹介します。

また、2009 年に制定され、しばらく議論が紛糾しているインドネシア語版契約書に関する言語法、判例および通達についてご紹介いたします。

さらに 2025 年 5、6 月に発出された最新法令の一部に関してもご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、村瀬 yoshiyam@tnygroup.biz までご連絡頂けますと幸いです。

ハラル認証に関する規制に関して

インドネシアは世界最大のムスリム人口を擁する国であり、ハラル認証制度は食品や化粧品、医薬品など多岐にわたる業種で重要な役割を果たしています。2024 年 10 月には、特定製品に対するハラル認証の義務化の本格化の予定が延期されるなど、改正が多く、また多くの法令が関係しており、最新規制に順応していく必要があります。以下にて、インドネシアでの主なハラル認証取得に関する規制について説明します。

1. ハラル認証機関

ハラル認証交付は、政府のハラル製品保証実施機関（Badan Penyelenggara Jaminan Produk Halal : BPJPH）が行っています。従前では国内のイスラム教団体により構成される非政府機関であるインドネシア・ウラマー評議会（Majelis Ulama Indonesia : MUI）が行っていましたが、2019 年に権限が移行されています（ハラル製品保証に関する法律 2014 年第 33 号第 5 条）。

2. 認証対象

インドネシア領土内に流通する全ての製品がハラル認証の対象となります（ハラル製品保証法 2014 年第 4 条）。ただし、ハラルとされない原材料から製造された製品は、ハラル認証の義務から除外され、非ハラルである旨の表示をする必要があります（ハラル製品保証に関する政令 2024 年第 42 号（以下「ハラル製品保証政令」といいます。）第 2 条）。

3. 認証手続き

申請者は申請手続きの担当者となるハラルスーパーバイザーを任命する必要があります（ハラル製品保証政令第 66 条）、ハラルスーパーバイザーは特定の専門能力、専門資格（ハラルスーパーバイザー証明書）などを有するイスラム教徒が任命されます（ハラル製品保証政令第 60 条）。申請の際は、BPJPH のオンラインシステムを通じて、行われ、①ハラル認証申請書の提出、②BPJPH 及びハラル検査機関（Lembaga Pemerikasa Halal : LPH）による必要書類が揃っているかの確認、③LPH による申請書類の検討、④MUI によるハラル、非ハラルの決定、⑤BPJPH による認証発行の順に申請をする必要があります（ハラル製品保証政令第 67、85～87 条）。

4. 対応期限

ハラル認証の義務化は段階的に進められており、カテゴリ別に対応期限が存在します。ハラル製品保証に関する政令 2021 年第 39 号（以下「旧政令」といいます。）では多くの製品カテゴリでの対応期間を 2024 年 10 月 17 日までと規定されていましたが、ハラル製品保証政令が公布され、一部の内容が変更されました。以下が、製品カテゴリ別の対応期間です。

製品カテゴリ	対応期間
食品および飲料、食肉製品および屠畜サービスから生じる製品（中規模および大規模事業者）	2019 年 10 月 17 日～2024 年 10 月 17 日
食品および飲料、食肉製品および屠畜サービスから生じる製品（小規模および零細事業者）	2019 年 10 月 17 日～2026 年 10 月 17 日
国外から輸入される食品および飲料、食肉製品および屠畜サービスから生じる製品	2026 年 10 月 17 日までにハラル認証の相互認証に関する国際協力の進捗次第で大臣が決定
伝統的な薬、医薬部外品、健康補助食品	2021 年 10 月 17 日～2026 年 10 月 17 日
市販薬と限定市販薬	2021 年 10 月 17 日～2029 年 10 月 17 日
処方薬（麻薬を除く）	2021 年 10 月 17 日～2034 年 10 月 17 日
化粧品、化学製品、遺伝子組み換え製品	2021 年 10 月 17 日～2026 年 10 月 17 日
衣類、帽子、アクセサリ類	2021 年 10 月 17 日～2026 年 10 月 17 日
家庭用ヘルスケア製品、家電製品、イスラム教徒の祈祷道具、文房具	2021 年 10 月 17 日～2026 年 10 月 17 日
医療機器（リスククラス A）	2021 年 10 月 17 日～2026 年 10 月 17 日
（リスククラス B）	2021 年 10 月 17 日～2029 年 10 月 17 日
（リスククラス C）	2021 年 10 月 17 日～2034 年 10 月 17 日

インドネシア語版契約書と言語法、判例および通達

インドネシアでは、2009 年の言語法の制定以降、契約書に使用すべき言語をめぐって多くの議論が生じています。特に、2015 年の最高裁判決で、インドネシア人と外国人との間で締結された英語のみの契約が無効とされたことにより、実務上の混乱が深まりました。これを受け、最高裁は 2023 年に通達第 3 号を発出し、悪意・不誠実がない限りインドネシア語版がなくても契約が無効とならないことを明示していますが、その解釈には、依然として多くの議論があります。本稿では、契約書に使用すべき言語に関する規制について、制定の流れと共に説明します。

1. 言語法の制定

2009 年に国旗、言語、紋章及び国家に関する法律 2009 年第 24 号（以下、「言語法」といいます）が制定されました。言語法の下では、インドネシアの州、政府機関、インドネシアに本拠を置く民間団体、またはインドネシア人を一方当事者とする契約や覚書については、インドネシア語の使用が義務付けられていま

す（言語法第 31 条第 1 項）。言語法上、「使用」の意味については、明確に定義されていませんが、一般的には、インドネシア語版の契約書を作成し、両当事者がそれに署名することが必要だと解されています。また、インドネシア語に加えて、英語等外国語でも規定することは認められています（言語法第 32 条第 2 項）。一方で、外国語の契約書を作成した場合において、インドネシア語との契約書と齟齬が生じた場合に、どちらの契約書を優先するかに関しては規定されていませんでした。

2. 2015 年の最高裁の判決

2013 年 6 月に、西ジャカルタ地方裁判所において、英語版でのみ締結されたローン契約について、インドネシア語版の契約書が作成されていないことを理由の一つとして、同契約を無効とする判決が下されました。その後、控除審であるジャカルタ高等裁判所は 2014 年 5 月に一審判決を維持する判断を下し、さらに 2015 年 8 月には最高裁判所も同内容の判断を下し、同契約を無効とする判決が確定しました。

言語法において、インドネシア語版契約書等を作成しない場合の効果は定められておらず、実務において、契約締結時には英語版の契約書のみを作成し、インドネシア語版の契約書の作成を行わないケースも多くみられていましたが、上記の最高裁判決以降は、インドネシア語版の契約書の作成を必要とする慎重な対応が求められ、2013 年以前にインドネシア語を伴わない契約を締結していた場合には、インドネシア語版の契約書を別途作成するケースや、英語や日本語とインドネシア語の両言語併記の契約書を作成するケースが増えていきました。

3. 2019 年大統領規則の制定

2009 年の言語法の施行規則として、2010 年にインドネシア語の使用に関する大統領規則 2010 年第 16 号が制定されていましたが、その後、大統領規則は、インドネシア語の使用に関する大統領規則 2019 年第 63 号（以下、「新規則」といいます）に置き換えられています。

新規則では、①インドネシア人またはインドネシア法人が含まれる覚書・契約書についてはインドネシア語版が必要、②外国当事者が含まれる契約書等については、外国語またはインドネシア語を併記することが可能である、③外国語または英語はインドネシア語に対応するものまたは翻訳として用いられる、④外国当事者が含まれる契約書等について翻訳等と解釈に齟齬が生じた場合には、契約書において合意された言語を優先する旨が規定されています（新規則第 26 条）。

なお、新規則においてもインドネシア語版の契約書を作成しない場合の効果は規定されていません。そのため、インドネシア語版の契約書を作成しない場合の取引については、前述の通り、2015 年の最高裁の判決のように、当該契約が無効になる可能性があるという解釈が引き続き維持されるものと思われます。

4. 2023 年最高裁通達

また、このような状況の中、2023 年には最高裁判所は、裁判所による業務遂行のガイドラインに関する通達 2023 年第 3 号（以下「2023 年通達」といいます）を制定しました。2023 年通達の中で、一般民事に関する項目において、インドネシアの民間団体または個人が外国の当事者と外国語で契約を締結した場合において、インドネシア語訳が付されていないとしても、それだけを理由に契約の無効を主張することはできないとされています。ただし、インドネシア語訳がないことが一方当事者の悪意（*iktikad tidak baik*）によるものであると証明された場合は、この限りではありません（2023 年通達 B 第 1 項）。

もともと、法令上、2023 年通達は、言語法や新規則の規定を改廃する効力はなく、最高裁判所の管轄下にある裁判所の判事のためのガイドラインにすぎません。したがって、裁判所外への法的拘束力は有さないことから、裁判所外の仲裁裁判所などの独立した判断機関では、これまで通り、言語法や新規則を基に、独自の判断が下されるものと考えられます。

2025 年 5 月～6 月に発出された主な法令情報(5 月 15 日～6 月 14 日)/ Major updates on Legislations in May ~ June 2025 (May to June)

Official Extraordinary Gazette Notification, other Circulars and Court decisions

Issue Date	Title	Issuing Ministry
23-May	Peraturan Menteri Keuangan Nomor 29 Tahun 2025 tentang Pengenaan Bea Masuk Tindakan Pengamanan Terhadap Impor Produk Expansible Polystyrene 拡張性ポリスチレン製品の輸入に対するセーフガード（緊急輸入制限）関税の賦課に関する財務大臣令 2025 年第 29 号	Ministry of Finance of the Republic of Indonesi
28-May	Peraturan Menteri Keuangan Nomor 34 Tahun 2025 tentang Perubahan Atas Peraturan Menteri Keuangan Nomor 203/PMK.04/2017 tentang Ketentuan Ekspor dan Impor Barang yang Dibawa oleh Penumpang dan Awak Sarana Pengangkut. 旅客および輸送手段の乗務員が携帯する物品の輸出入に関する 2017 年財務大臣令第 203/PMK.04 号の改正に関する財務大臣令 2025 年第 34 号	Ministry of Finance of the Republic of Indonesi
3-Jun	Peraturan Pemerintah (PP) Nomor 25 Tahun 2025 tentang Perubahan atas Peraturan Pemerintah Nomor 41 Tahun 2021 tentang Penyelenggaraan Kawasan Perdagangan Bebas dan Pelabuhan Bebas 2021 年政令第 41 号「自由貿易の運営に関する規則」の改正に関する政令 2025 年第 25 号	President of the Republic of Indonesia
4-Jun	Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 67 Tahun 2025 tentang Pengesahan Agreement under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the Conservation and Sustainable Use of Marine Biological Diversity of Areas Beyond National Jurisdiction (Persetujuan di bawah Konvensi Perserikatan Bangsa-Bangsa tentang Hukum Laut tentang Konservasi dan Pemanfaatan Keanekaragaman Hayati Laut secara Berkelanjutan di Wilayah di Luar Yurisdiksi Nasional) 「国家管轄権を超える区域における海洋生物多様性の保全および持続可能な利用に関する、国連海洋法条約の下での協定」の批准に関する大統領令 2025 年第 67 号	President of the Republic Indonesia
5-Jun	Peraturan Pemerintah (PP) Nomor 26 Tahun 2025 tentang Perencanaan Perlindungan dan Pengelolaan Lingkungan Hidup 環境の保全および管理に関する計画策定に関する政令 2025 年第 26 号	President of Republic of Indonesia
5-Jun	Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 4 Tahun 2025 Tentang Perubahan Atas Peraturan Presiden Nomor 5 Tahun 2015 Tentang Penyelenggaraan Sistem Administrasi Manunggal Satu Atap Kendaraan Bermotor インドネシア語使用に関する監視ガイドラインに関する初頭教育大臣規則 2025 年第 2 号	President of the Republic of Indonesia
5-Jun	Peraturan Pemerintah (PP) Nomor 26 Tahun 2025 tentang Perencanaan Perlindungan dan Pengelolaan Lingkungan Hidup 環境保全および管理に関する計画の策定に関する政令 2025 年第 26 号	President of the Republic of Indonesia
05-Jun	Peraturan Pemerintah Republik Indonesia Nomor 28 Tahun 2025 tentang Penyelenggaraan Perizinan Berusaha Berbasis Risiko リスクベースの事業許可の実施に関する政令 2025 年第 28 号	President of the Republic of Indonesia
08-Jun	Peraturan Pemerintah Republik Indonesia Nomor 24 Tahun 2025 tentang Penanganan Secara Khusus dan Pemberian Penghargaan bagi Saksi Pelaku	President of the Republic of Indonesia

証人協力者(aksi Pelaku)に対する特別な取扱いおよび報奨の付与に関する政令 2025 年第 24 号

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドネシアの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 現地法人、駐在員事務所を設立したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

イスラム教が半数以上を占めるインドネシアでは毎年、イード・アル＝アドハーの日に犠牲祭と呼ばれる祝典が行われます。今年は6月6日に行われました。イスラム教の信者たちが牛やヤギなどを予言者に捧げ、この捧げられた動物たちは切り分けられ、貧しい人々や近隣の人々に分配されます。この時期になると、街のいたるところで牛やヤギなどを連れた人たちを確認できます。



本稿は、2025 年 7 月 7 日現在の情報に基づきます。

PT TNY Consulting Indonesia

Address: Wisma Keiai, Lantai 2, Jl. Jenderal Sudirman No.Kav. 3,
Email: info@tnygroup.biz/ Phone: 081398848290
URL: <https://www.tny-indonesia.com/>



HP



Facebook



LinkedIn